

---

新環境センター整備事業  
実施方針

---

令和4年3月

大分市



新環境センター整備事業 実施方針  
目 次

---

第1章 用語の定義	1
第2章 事業内容に関する事項	4
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	10
第4章 PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項	21
第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25

別紙1 本事業の事業スキーム（例）

別紙2 リスク分担表

---

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	本事業	市が実施する新環境センター整備事業(BTO)をいう。
2	市	大分市をいう。
3	構成市	大分市が整備する本施設において、負担金等を拠出する中、共同にてごみ処理を行う自治体を指す。 具体的には、マテリアルリサイクル推進施設においては、大分市、臼杵市、由布市を指し、それ以外の施設においては、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市を指す。
4	本施設	本事業において設計・建設され、運営されるエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設等をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の全てを総称していう。また、個々の施設を指す場合も用いる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー回収型廃棄物処理施設</li> <li>・マテリアルリサイクル推進施設</li> <li>・スプレー缶・蛍光管等処理保管施設</li> <li>・市民搬入用ストックヤード棟</li> <li>・計量棟、管理棟、多目的広場</li> <li>・環境啓発施設</li> <li>・余熱利用施設</li> <li>・特別高圧電線路(自営線)及び開閉所</li> </ul>
5	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
6	運営業務	本事業のうち、運営対象施設(余熱利用施設除く)の運営に係る業務をいう。
7	建設対象施設	設計・建設業務において新規に建設される本施設を総称していう。
8	運営対象施設	本事業の運営対象となる施設をいう。運営対象施設は、本施設の全て(敷地内の保守管理を含む。)とする。
9	エネルギー回収型廃棄物処理施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの破碎後残渣等を処理対象物として焼却あるいはガス化熔融(シャフト炉式又は流動床式)処理するための可燃ごみ等処理施設を総称していう。
10	マテリアルリサイクル推進施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設のうち不燃ごみ、粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備を有する施設、資源物(缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装)を処理対象物として選別処理する選別設備を有する施設、一次貯留施設、ガレキ類を保管するストックヤードを総称としていう。 また、スプレー缶・蛍光管等処理保管施設を併設する。
11	スプレー缶・蛍光管等処理保管施設	スプレー缶・蛍光管等(スプレー缶・ガス缶類、蛍光灯・電球類、乾電池、水銀使用測定器等)を選別し、種類ごとに破碎処理・一時保管する施設。 また、マテリアルリサイクル推進施設と隣接する。
12	工場棟	本施設の建物のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備等を備えた建物をいう。
13	市民搬入用ストックヤード棟	本施設のうち、市民から持ち込まれるごみを受け入れる施設、スプリング入りマットレス等の解体、不用自転車・金属(解体で発生するフレーム等の金属含む)・非鉄金属等の有価物保管を行う解体・保管施設を総称していう。
14	環境啓発施設	本施設のうち、環境学習・啓発施設及び家具、自転車等の再生・展示・引渡し施設を総称していう。

15	余熱利用施設	本施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設にて生成した温水・電力等を利用した廃棄物処理を行う施設を除いた施設を総称している。
16	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理、ガス化熔融処理又は破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称している。
17	受入対象物	構成市内から排出される一般廃棄物（その他条例で定められた廃棄物含む）で、家庭ごみ収集車、事業系一般廃棄物搬入車並びに排出事業者及び市民等が本施設に搬入する搬入物を総称している。
18	搬入禁止物	家電リサイクル品目、消火器、パソコン、オートバイ等、法令等によりリサイクルが義務付けられているもの、市の「家庭ごみ分別辞典 資源ごみとごみの分け方・出し方」に示す「市では収集、処理できないもの」であり、計量棟、プラントホームもしくは市民搬入用ストックヤード棟にて混入を防止するものを総称している。
19	処理困難物	本施設に搬入されたごみから搬入禁止物を除いたもののうち、提案する処理方式において、本施設での処理に適さないごみ等をいう。
20	破碎後残渣	マテリアルリサイクル推進施設の破碎設備で処理された残渣のうち可燃性のもの及び不燃性のものを総称している。
21	資源系残渣	マテリアルリサイクル推進施設のうち缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶・ガス缶類、ライター、乾電池、蛍光灯の処理、保管等の工程において発生する残渣類を総称している。
22	残渣運搬業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を提案する残渣資源化等施設（本施設以外）に運搬する業務をいう。
23	残渣運搬事業者	エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を提案する残渣資源化等施設（本施設以外）に運搬する者をいう。
24	残渣資源化等業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を提案する残渣資源化等施設（本施設以外）にて資源化又は処分する業務をいう。
25	残渣資源化等事業者	エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を提案する残渣資源化等施設（本施設以外）にて資源化又は処分する者をいう。
26	PFI 事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本事業の実施を目的とする特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）をいう。
27	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、PFI 事業者への出資を行う者をいう。
28	協力企業	構成企業のうち、PFI 事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
29	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
30	別途委託事業者	PFI 事業者とは別に市が本事業に関連する業務を委託する事業者をいう。関連する業務とは本事業のモニタリング、搬入管理、資源の選別作業、搬出作業等を示す。
31	余熱利用施設運營業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する余熱を利用した施設の運営に係る業務をいう。
32	余熱利用施設運營業務事業者	構成企業のうち、余熱利用施設の運営等を行う者をいう。
33	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、市と落札者が締結する新環境センター整備事業基本協定書に基づく協定をいう。
34	事業契約	市と PFI 事業者が締結する新環境センター整備事業契約書に基づく契約をいう。
35	事業者	PFI 事業者及び落札者を総称して又は個別にいう。

36	地元企業	構成市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む）を有する者をいう。（No3に示すとおり、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設において構成市は異なるので留意すること。）
37	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
38	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
39	入札説明書	入札公告時に公表する「新環境センター整備事業入札説明書」をいう。
40	入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、リスク管理方針書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、残渣運搬業務委託契約書（案）、残渣資源化等業務委託契約書（案）、余熱利用施設運営業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
41	本実施方針	「新環境センター整備事業実施方針」をいう。
42	要求水準書	入札公告時に公表する「新環境センター整備事業要求水準書」をいう。
43	様式集	入札公告時に公表する「新環境センター整備事業様式集」をいう。
44	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
45	落札者決定基準	入札公告時に公表する「新環境センター整備事業落札者決定基準」をいう。
46	本入札提案	入札参加者により提出される本事業に関する入札提案及びその内容をいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 事業内容

(1) 事業名称

新環境センター整備事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

大分市長 佐藤 樹一郎

(4) 事業予定地

大分県大分市大字上戸次地内

(5) 事業の目的

現在、市が所有している福宗環境センター清掃工場(1997年4月稼働)・リサイクルプラザ(2007年4月稼働)及び佐野清掃センター清掃工場(2003年4月稼働)は、稼働から長期間が経過し、設備の故障による施設整備が増加するなど、ごみの適正処理に支障を及ぼすことが懸念され始めていることから、新たな一般廃棄物処理施設(以下、「新環境センター」という。)を計画的に整備する必要が生じてきている。

また、市のごみ処理施設においては、現在、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託により、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市の一般廃棄物の広域の処理を行なっているが、大分都市広域圏の構成市である豊後大野市が所有するごみ処理施設についても更新時期が迫ってきていることから、新環境センターでの広域処理に参加の意向が示されたため、6市から排出される一般廃棄物の広域処理を行う施設の整備が必要とされている。

本事業の目的は、市が掲げる「安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設」、「資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進する施設」、「災害に強く、防災機能を備えた施設」、「市民に開かれた施設」、「経済性に優れた施設」を具現化した施設整備や運営・維持管理を実施するものである。また、国の2050年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)の推進を踏まえ、地球温暖化の防止に寄与する施設を目指すものである。

(6) 本施設の整備の基本方針

本施設の事業者選定等を進めるにあたっては、以下の基本方針のもとで進めるものとする。

ア 安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設

- ・施設の運営・維持管理において安全かつ安定性に優れた施設
- ・生活環境の保全、公害防止対策に万全を期する施設
- ・耐久性に優れ、長寿命化が図れる施設

イ 資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進する施設

- ・資源循環型社会の形成を推進するための廃棄物処理システムを導入した施設
- ・省エネルギー化、創エネルギー化が可能で、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減が図れる施設
- ・廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用できる施設
- ・処理生成物の資源化により、最終処分量を減量化するとともに、最終処分場の負荷の低減が図れる施設

ウ 災害に強く、防災対策機能を備えた施設

- ・地域の核となるために必要な施設の耐震化・浸水対策等を図り、強靱な廃棄物処理システムを確保した施設
- ・災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として貢献できる施設
- ・災害時には地域の避難拠点として貢献する防災対策機能を備えた施設

エ 市民に開かれた施設

- ・積極的な情報発信や情報公開のもと、市民に理解され、信頼される施設
- ・市民が環境問題や地球温暖化問題等の環境学習ができる施設
- ・地域の景観と調和がとれ、市民に親しまれる施設
- ・地域振興等、地域に新たな価値をもたらす施設

オ 経済性に優れた施設

- ・建設から維持管理まで経済性や効率性に優れた施設

(7) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、設計・建設、資金調達及び運営・維持管理業務を一括発注にて行う PFI (BT0) 方式にて実施する。PFI 事業者は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設竣工時にその所有権を市に引き渡す。

PFI 事業者は、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）及び 20 年間の運営期間にわたって、運営対象施設（余熱利用施設を除く）の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。

残渣運搬事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を残渣資源化等施設に搬送する業務（残渣運搬業務）を行い、残渣資源化等事業者は自らの残渣資源化等施設にて、搬入された焼却灰、飛灰、熔融飛灰等を資源化又は処分する業務（残渣資源化等業務）を行うものとする。

余熱利用施設運営事業者は、20 年間にわたって、余熱利用施設の運営に係る業務（以下「余熱利用施設運営業務」という。）を行うものとする。

本施設は 20 年間以上にわたって使用する予定であり、PFI 事業者は 20 年間以上の使用を前提として本業務を実施する。

また、本施設の建設費に関する資金調達は、PFI 事業者とするが、循環型社会形成推進交付金及び地方債等を活用する計画である。

イ 契約の形態

市は、本事業の設計・建設業務及び運営業務を事業者に一括で行わせるため、事業契約を PFI 事業者と締結する。

処理残渣の運搬、資源化においては、市は、PFI 事業者、残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者と別途 3 者契約（残渣運搬業務委託契約又は残渣資源化等業務委託契約）を締結する。

また、余熱利用施設の運営は余熱利用施設運営事業者が行うことから、事業契約とは別に、市と PFI 事業者、余熱利用施設運営事業者が 3 者契約（余熱利用施設運営業務委託契約）を締結する。

※本事業の事業スキームは、別紙 1 を参照のこと。

ウ 事業期間（予定）

事業期間は次のとおりとする。



- (ア) 事業期間 : 事業契約締結日から 2047 年 3 月 31 日まで
- (イ) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで
- (ウ) 運営期間 : 2027 年 4 月 1 日から 2047 年 3 月 31 日まで
- ※ 事業者との対話や実施方針に関する意見を踏まえ、変更する場合もある

#### エ 事業スケジュール（予定）

(ア) 実施方針の公表	2022 年 3 月 25 日（金）
(イ) 特定事業の選定の公表	2022 年 6 月下旬
(ウ) 入札公告	2022 年 7 月上旬
(エ) 入札提案書類の提出	2022 年 12 月上旬
(オ) 落札者の決定	2023 年 2 月中旬
(カ) PFI 事業者の設立	落札者の決定後速やかに
(キ) 基本協定の締結	2023 年 3 月下旬
(ク) 事業仮契約の締結	2023 年 5 月上旬
(ケ) 事業契約の締結	2023 年 6 月下旬
(コ) 本施設の竣工及び引渡し	2027 年 3 月 31 日
(サ) 供用開始	2027 年 4 月 1 日
(シ) 契約終了	2047 年 3 月 31 日

#### オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

##### (ア) 設計・建設業務

- ① PFI 事業者は、市と締結する事業契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。設計・建設に必要な資金については、PFI 事業者がプロジェクトファイナンスにて調達する。
- ② 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、土木工事（造成工事、構内道路含む）及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事等、本施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。なお、PFI 事業者は、第三者による設計・施工監理を行う者を配置する。
- ③ PFI 事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、開発行為許可申請、建築確認（計画通知）等の許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、廃棄物処理施設長寿命化総合計画の策定、工事に伴う環境調査、周辺の家屋調査及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。
- ④ PFI 事業者は、市が関係官庁へ許可申請、報告、届出（交付金申請等を含む）を必要とする場合、市の指示に従って、必要な資料・書類等を作成・提出する。許認可申請に係る経費は全て PFI 事業者が負担するものとし、これに関しては一般廃棄物処理施設設置許可の取得を含むものとする。

##### (イ) 施設等の所有権移転業務

PFI 事業者は、施設竣工後直ちに施設・設備の所有権を市に移転する。

##### (ウ) 運営業務

- ① PFI 事業者は、市と締結する事業契約に基づき、本施設において受入対象物を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用等業務、情報管理業務、防災管理業務、環境啓発施設運営業務並びに関連業務を行う。
- ② PFI 事業者は、受入対象物、薬剤等副資材及び資源物等の搬入・搬出の管理を行う。また、PFI 事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より、市が定める施設使用料を、市が

定める方法で、市に代わり徴収する。なお、施設使用料は、市の収入とする。

- ③ PFI 事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設を運転することにより発生する余熱及び余熱を利用して発生した電力を本施設内で有効利用（余熱利用施設への供給含む）。これらの供給を行ってもなお余剰電力が発生する場合には、余剰電力を第三者に売却する。なお、余剰電力売却に係る収入については、市の収入とする。
- ④ エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理過程で生成、回収したスラグ、メタル、金属類等は PFI 事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金は PFI 事業者に帰属する。また、焼却灰、飛灰、熔融飛灰、不燃物等は PFI 事業者が残渣運搬事業者や残渣資源化等事業者とともに資源化又は処分を行う。
- ⑤ マテリアルリサイクル推進施設の破碎設備で回収される破碎鉄、破碎アルミ等については、市にて資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行う。PFI 事業者は、場内にて保管・貯留し、搬出車両への積み込み作業までを行う。
- ⑥ マテリアルリサイクル推進施設の選別設備、保管設備で回収されるびん類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管、乾電池等及び市民搬入用ストックヤード棟内の解体・保管施設に保管している金属類は、市にて資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行う。PFI 事業者は、場内にて保管・貯留までを行い、搬出車両への積み込み業務は、別途委託事業者が行う。
- ⑦ その他、情報管理、環境啓発支援（見学者対応等を含む）、市民対応支援等を行う。

(エ) 残渣運搬業務

- ① 残渣運搬事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出される残渣（焼却灰、飛灰、熔融飛灰、不燃物等）を残渣資源化等処理施設まで運搬する。

(オ) 残渣資源化等業務

- ① 残渣資源化等事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生し、残渣運搬事業者により運搬・搬入される残渣（焼却灰、飛灰、熔融飛灰、不燃物等）を、残渣資源化等事業者が自らの施設において資源化又は処分する。

(カ) 余熱利用施設運営業務

- ① 余熱利用施設運営事業者は、余熱利用施設利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう企画・運営を行う。本施設の運営業務として、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、防災管理業務並びに関連業務を行う。
- ② 余熱利用施設運営事業者は、余熱利用施設利用者から市が定める施設使用料の徴収を行う。なお、施設使用料は、市の収入とする。

カ 市が行う業務範囲

市が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

(ア) 用地の確保

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

(イ) 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(ウ) 資源物等の資源化

市は、マテリアルリサイクル推進施設において、PFI 事業者から資源物、特定品目（電池・蛍光管など）、小型家電等を受け取り、資源化先へ運搬し、資源化を行う。なお、資源物の売却代金は、市の収入とする。

(エ) 本事業のモニタリング

市は、本事業の設計・建設及び運営の各段階において、実施状況のモニタリングを行う。

(f) 住民対応・説明

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応や説明を PFI 事業者と連携して行う。

(g) 本事業に必要な手続き

市は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請・各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。

(h) 直接協定を締結

市は、PFI 事業者が行う資金調達において、調達先の金融機関と直接協定を締結する。

(i) 別途委託事業者の発注・管理業務

市は、別途委託事業者の発注・管理を行う。別途委託事業者はマテリアルリサイクル推進施設において、以下の業務を行う。

- ① 缶・びん類受入貯留ヤードから受入ホッパへの投入業務
- ② びん類手選別コンベヤでの手選別業務
- ③ プラスチック製容器包装手選別コンベヤでの手選別業務
- ④ ペットボトル手選別コンベヤでの手選別業務
- ⑤ 缶類ストックヤード（一次貯留施設）への、スチール缶及びアルミ缶圧縮成型品の運搬業務及び搬出車両への積み込み業務
- ⑥ カレットストックヤード（一次貯留施設）より、搬出車両への積み込み業務
- ⑦ プラスチック製容器包装ストックヤード（一次貯留施設）への、プラスチック製容器包装圧縮梱包品の運搬業務及び搬出車両への積み込み業務
- ⑧ ペットボトルストックヤード（一次貯留施設）への、ペットボトル圧縮梱包品の運搬業務及び搬出車両への積み込み業務
- ⑨ 市民搬入用ストックヤード棟から各施設への場内運搬業務
- ⑩ 一次貯留施設での、蛍光管・電球の専用コンテナへの詰め替え業務及び搬出車両への積み込み業務
- ⑪ 処理困難物ストックヤード（一次貯留施設）から搬出車両への積み込み業務及び鬼崎埋立場への搬出運搬業務
- ⑫ マテリアルリサイクル推進施設の管理部分清掃業務

(k) その他、これらを実施する上で必要な業務

キ 事業者の収入

(ア) 市が支払う対価

① 本事業の設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価を PFI 事業者を支払う。

当該業務に係る特定財源（交付金・基金・地方債）については、本施設の整備出来高に応じて整備事業年度毎に支払い、それ以外の部分については、運営期間中にわたり分割して支払う。

② 本事業の運営業務に係る対価

市は、本事業の運営業務に係る対価をサービス購入料として、固定費用と変動費用の構成で、PFI 事業者を支払う。

③ 本事業の残渣運搬業務に係る対価

市は、本事業の残渣運搬業務に係る対価を処理量に応じて（単価契約として）残渣運搬事業者を支払う。

④ 本事業の残渣資源化等業務に係る対価

市は、本事業の残渣資源化等業務に係る対価を処理量に応じて（単価契約として）残渣資源化等事業者を支払う。

⑤ 本事業の余熱利用施設運營業務に係る対価

市は、本事業の余熱利用施設運營業務に係る対価をサービス購入料として、固定費用と変動費用の構成で、余熱利用施設運營業務者に支払う。

(イ) 対価の見直し

運営期間に支払う②から⑤の対価は、物価変動を考慮し、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

ク 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のほか、必要な関係法令、条例、規則、要項等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表

市は、次のPFI法等に定められる考え方・手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をPFI法等に則って実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を公募し、総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により事業者を選定するものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順（予定）

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりである。

表 事業者の募集・選定スケジュール

時 期	内 容
2022年3月25日（金）	実施方針の公表
2022年3月25日（金） ～4月6日（水）	実施方針に関する質問・意見の受付
2022年5月12日（木）	実施方針に関する質問の回答
2022年6月下旬	特定事業の選定・公表
2022年7月上旬	入札公告 入札説明書等の公表
2022年7月中旬	現地確認
2022年7月中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
2022年7月下旬	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
2022年8月上旬	参加表明書、競争入札資格確認申請書等の書類の受付
2022年8月中旬	資格審査結果の通知
2022年9月中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
2022年9月下旬	対面的対話の実施
2022年9月下旬	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
2022年12月上旬	入札提案書類の受付
2023年2月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
2023年2月中旬	落札者の決定及び公表
2023年3月下旬	基本協定締結
2023年5月上旬	事業仮契約締結
2023年6月下旬	事業契約締結

##### (2) 入札手続き等

###### ア 実施方針に関する質問・意見の受付

###### (ア) 受付期間

2022年3月25日（金）～2022年4月6日（水）午後4時まで

###### (イ) 提出方法等

###### ① 提出先

「第9章4 実施方針に関する問合せ先」を参照すること。

###### ② 提出方法

実施方針に対する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成する

こととする。

(ウ) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、2022年5月12日（木）に市のホームページにて公表する。

(エ) その他

「質問」として提出された場合であっても、市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取り扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答しない。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法等に則って実施することが適切であると認められた場合、本事業を特定事業として選定し、2022年6月下旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、2022年7月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を市のホームページ等にて公表する。

エ 現地確認の実施

2022年7月中旬に希望者に対して建設予定地の現地確認を行う。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答（1回目）

2022年7月中旬から下旬に入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。この段階での質疑応答は、書面によることを想定している。

カ 競争入札資格確認申請書等の書類の受付、資格審査結果の通知

2022年8月上旬に本事業の入札参加希望者に、参加表明書、競争入札資格確認申請書等の資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法、時期、必要な書類等の詳細については入札説明書等に示す。

キ 対面的対話の実施

市は、本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、2022年9月下旬に入札参加者との対面的対話を実施する。これは第2回入札説明書等に関する質疑応答を兼ねて実施する。

時期、実施場所、実施方法等の詳細については入札説明書等に示す。

ク 入札提案書類の受付

本事業に係る入札提案書類を2022年12月上旬に受け付ける予定である。入札提案書類の審査に当たり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細については入札説明書等に示す。

ケ 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、新環境センター整備事業受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合評価の方法により、落札候補者を選定する。市は、選定委員会の評価結果を踏まえ、2023年2月中旬に落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

### (3) 事業契約の締結

市は、落札者との間で 2023 年 3 月下旬に基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者の構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社を設立する。

市は、本事業に係る事業契約を特別目的会社と締結する。なお、事業契約については、市議会の議決を経るものとする。

また、余熱利用施設の運営として、市は、PFI 事業者、余熱利用施設運営事業者と別途 3 者契約を締結する。

その他、処理残渣の運搬、資源化として、市は、PFI 事業者、残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者と別途 3 者契約を締結する。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、PFI 事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と PFI 事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより「設計・施工監理を行う者」を除き、1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、「第 3 章 3 (2) ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者の要件」を満たす 1 者は構成員とならなければならない。また、運営業務において、PFI 事業者から直接、「運転管理業務」「維持管理業務」の業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は、「第 3 章 3 (2) ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者の要件」を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は、PFI 事業者の最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

カ 構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、処理残渣の運搬を行う者（残渣運搬事業者）及び処理残渣の資源化を行う者（残渣資源化等事業者）については、この限りでない。

キ 構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※ その他市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に示す。

### (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業を行う者として、次のアからキの要件を満たす者で構成すること。なお、

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

また、各種要件に関する基準日は入札参加資格申請書提出日とする。

ア 本施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件

本施設の土木工事の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 令和4年度の市の入札参加資格「土木一式工事」の登録がされている者であること。設計・建設を行う者が異なる場合、設計を行う者は市の入札参加資格「土木コンサルター土木(全体)」の登録されている者であること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 建設業法の規定による土木工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)
- (エ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が800点以上であること。

イ 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 令和4年度の市の入札参加資格「建築一式工事」の登録がされた者であること。設計・建設を行う者が異なる場合、設計を行う者は市の入札参加資格「建築コンサルター建築(全体)」の登録されている者であること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 設計を行う者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 建設業法の規定による建築工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)
- (オ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (カ) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設(平成14年度以降に受注した施設に限る。)で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること。(プラントメーカーから直接請負(一次下請け)の実績を含む。)

ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。

- (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。
  - ① 令和4年度の市の入札参加資格「清掃施設工事」の登録がされている者であること。
  - ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - ③ 建設業法の規定による清掃施設工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者



講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。）

- ④ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、i から iii は同一の施設を対象とする。
  - i 平成 14 年度以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）
  - ii 1 炉あたり 115 t/日以上かつ複数炉構成
  - iii 3 年以上の稼働実績を有すること
  - iv DBO 事業または PFI 事業による元請としての建設実績

(イ) マテリアルリサイクル推進施設の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和 4 年度の市の入札参加資格「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」の登録がされている者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業または機械器具設置工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法の規定による清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。）
- ④ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、i 及び ii は異なる施設でも可とする。
  - i 一般廃棄物を対象とした破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有する施設であること。
  - ii 一般廃棄物を対象とした資源物（缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ）の選別及び圧縮成型、梱包（ペットボトル、容器包装プラ）設備を有する施設であること。
  - iii 当該施設が稼働した実績を有すること。

エ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営（余熱利用施設を除く。）を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務「運転管理業務」、「維持管理業務」を担う者が、(ア)、(イ)を満たすこと。

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営を行う者は、次の全ての要件を満たす者であるこ

と。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「設備運転」又は「機械設備保守」の登録がされた者であること。
- ② 一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例第2条における技術管理者の資格を有する者を一般廃棄物処理施設の技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。また、同条例による技術管理者の資格には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習において、ごみ処理施設技術管理士として認定されたものも含むものとする。なお、「エ 本施設の運営を行う者の要件(イ)」の要件を全て満たす場合は、マテリアルリサイクル推進施設との兼務も可とする。
- ③ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る運営・維持管理（施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）実績を元請として有すること。なお、i から iii は同一の施設を対象とする。
  - i 平成14年度以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）
  - ii 1炉あたり115t/日以上かつ複数炉構成
  - iii 3年以上の稼働実績を有すること
  - iv DBO事業またはPFI事業における元請（SPCからの受託含む）としての運営実績
- ④ エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設の運営を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「設備運転」又は「機械設備保守」の登録がされた者であること。
- ② 大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例第2条における技術管理者の資格を有する者を一般廃棄物処理施設の技術管理者として配置できること。また、同条例による技術管理者の資格には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習において、破碎・リサイクル施設技術管理士として認定されたものも含むものとする。なお、「エ 本施設の運営を行う者の要件(ア)」の要件を全て満たす場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設との兼務も可とする。
- ③ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る運営・維持管理実績を元請として有すること。なお、i 及び ii は異なる施設でも可とする。
  - i 一般廃棄物を対象とした破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有する施設であること。
  - ii 一般廃棄物を対象とした資源物（缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ）の選別及び圧縮成型、梱包（ペットボトル、容器包装プラ）設備を有する施設であること。
  - iii 当該施設が稼働した実績を有すること。
- ④ マテリアルリサイクル推進施設の運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

オ 残渣運搬業務を行う者の要件

処理残渣の運搬を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和4年度の市の入札参加資格「施設維持管理業務委託（旅行・運送業）」の登録がされた者であること。
- (イ) 本業務を実施するために必要十分な施設（残渣を運搬するための車両等）を所有していること。
- (ウ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

カ 残渣資源化等業務を行う者の要件

処理残渣の資源化を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和4年度の市の入札参加資格「施設維持管理業務委託（その他（特殊）」の登録がされた者であること。
- (イ) 提案する処理残渣の資源化実績を有すること。
- (ウ) 提案する処理残渣の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

キ 余熱利用施設の運營業務を行う者の要件

余熱利用施設の運營業務を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和4年度の市の入札参加資格「施設維持管理業務委託（その他）」又は「その他（特殊）」の登録がされた者であること。
- (イ) 同種業務の実績を有すること。
- (ウ) 余熱利用施設の運営に当たり、余熱利用施設運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ク 設計・施工監理を行う者の要件

設計・施工監理を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、要件(ア)及び(イ)を双方満たす場合は、1者とすることも可能とする。

(ア) 建築物の設計・施工監理を行う者の要件

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「建築コンサル―建築（全体）」の登録がされた者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

(イ) 本施設のプラント設備の設計・建設監理を行う者の要件

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「土木コンサル―廃棄物」の登録がされた者であること。
- (ウ) 本業務に携わる者は、その者は「土木工事の設計・建設を行う者」、「建築物の設計・建設を行う者」、「プラント設備の設計・建設を行う者」と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

※ その他、市が必要と認める各業務を行う者の要件は入札説明書等に示す。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- ウ 市の令和 4 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていない者。
- エ 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）及び大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年告示第 553 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- コ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者。
- シ 国税又は地方税を滞納している者。

また、以下の者は、構成企業としての参加制限に加え、直接又は間接を問わず、本入札提案に参加することはできない。

- ス 以下に示す本事業に係る者と資本面若しくは人事面において関連がある者。  
 なお、本号において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
  - ・株式会社エイト日本技術開発
  - ・豊原総合法律事務所
  - ・選定委員会委員及び当該委員が所属する法人

なお、実施方針公表以降に、本事業に関わって、当該委員及び当該委員が所属する法人に接触し、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

※ その他、市が必要と認める構成企業の制限は入札説明書等に示す。

#### (4) 特別目的会社の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。特別目的

会社は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

イ 特別目的会社は、本事業の設計・建設業務及び運営業務（残渣運搬業務及び残渣資源化等業務並びに余熱利用施設の運営業務は除く）を実施することを目的とする。

ウ 特別目的会社への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、原則として落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。

エ 全ての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

#### 4 審査及び選定に関する事項

##### (1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。

なお、選定委員会委員は以下のとおりとする。

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	佐藤 誠治	国立大学法人 大分大学 名誉教授
	坂井 美穂	学校法人 文理学園 日本文理大学 工学部 情報メディア学科 教授
有識者	土屋 勝俊	株式会社 日本政策投資銀行 大分事務所 所長
	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
	相良 敏正	一般財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局環境事業部 施設事業課 主査
行政関係者	大石 晃	大分市 環境部長

##### (2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を落札候補者として選定する。市は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

##### (3) 結果の公表

市は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

#### 5 提出書類の取扱い

##### (1) 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、市はこれを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

**6 市の入札参加有資格者名簿登録に関する事項**

設計コンサルタント、工事及び委託等によって登録受付期間及び資格認定までに要する期間が異なるため、十分に留意すること。

なお、詳細は大分市ホームページを確認すること。

## 第4章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市とPFI事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市とPFI事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

市は、PFI事業者が実施する施設の設計・建設及び運営についてモニタリングを行う。モニタリング方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約書で定める。

また、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営に係るサービスが事業契約書に定める水準に達していないと判断される場合、市は支払う対価の減額等を行うとともに事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項

### 1 公共施設の立地

- (1) 所在地 大分県大分市大字上戸次地内
- (2) 敷地面積 約 25.6ha
- (3) 地域地区等
- ア 区域区分 市街化調整区域
  - イ 防火地域 指定なし
  - ウ 高度地区 指定なし
  - エ 建ぺい率 60%以下
  - オ 容積率 200%以下
  - カ 高さの制限 指定なし
  - キ 日影規制 指定なし
  - ク 緑地面積率 敷地全体に対して 25%以上
  - ケ その他 特に指定なし

### 2 施設の規模及び概要

#### (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

概 要	
処理方式	全連続焼却方式 ※ストーカ方式、シャフト炉式ガス化熔融方式又は流動床式ガス化熔融方式のいずれかの方式。 ※処理残渣は、事業者が提案する残渣資源化等施設（本施設以外）に運搬し、資源化処理を行う。
処理能力	690 t / 日（230 t / 日 × 3 炉）
処理対象物	収集・直接搬入可燃ごみ、破碎後残渣、し尿・汚泥（脱水）、災害廃棄物

#### (2) マテリアルリサイクル推進施設

概 要	
処理方式	破碎選別処理施設 缶・びん選別処理施設 ペットボトル選別・圧縮梱包処理施設 プラスチック製容器包装選別・圧縮梱包処理施設
処理能力	59.4 t / 日

#### (3) スプレー缶・蛍光管等処理保管施設

概 要	
保管量	264 t / 年
一次貯留物	ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池、蛍光管



## 第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前(1)及び(2)により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前(1)により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

### 2 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

### 3 その他

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない予定である。

## 第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、事業契約について、市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

### 3 既存施設等の状況等の確認

既存施設の状況等の確認については、事業者の希望に基づき、個別に実施するものとする。

また、建設予定地の現地確認を2022年7月中旬に実施する方針ではあるが、本事業への参画を検討するにあたって必要との申出があれば、事前に個別に実施するものとする。

なお、これらの確認にあたっては、事前に市に申し込みを行うこと。

### 4 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大分市環境部清掃施設課 施設担当班 〒870-8504 大分県大分市荷場町2番31号 TEL：097-537-5659（直通） FAX：097-536-4487 E-mail：seisosisetu@city.oita.oita.jp
--

### 6 実施方針の変更

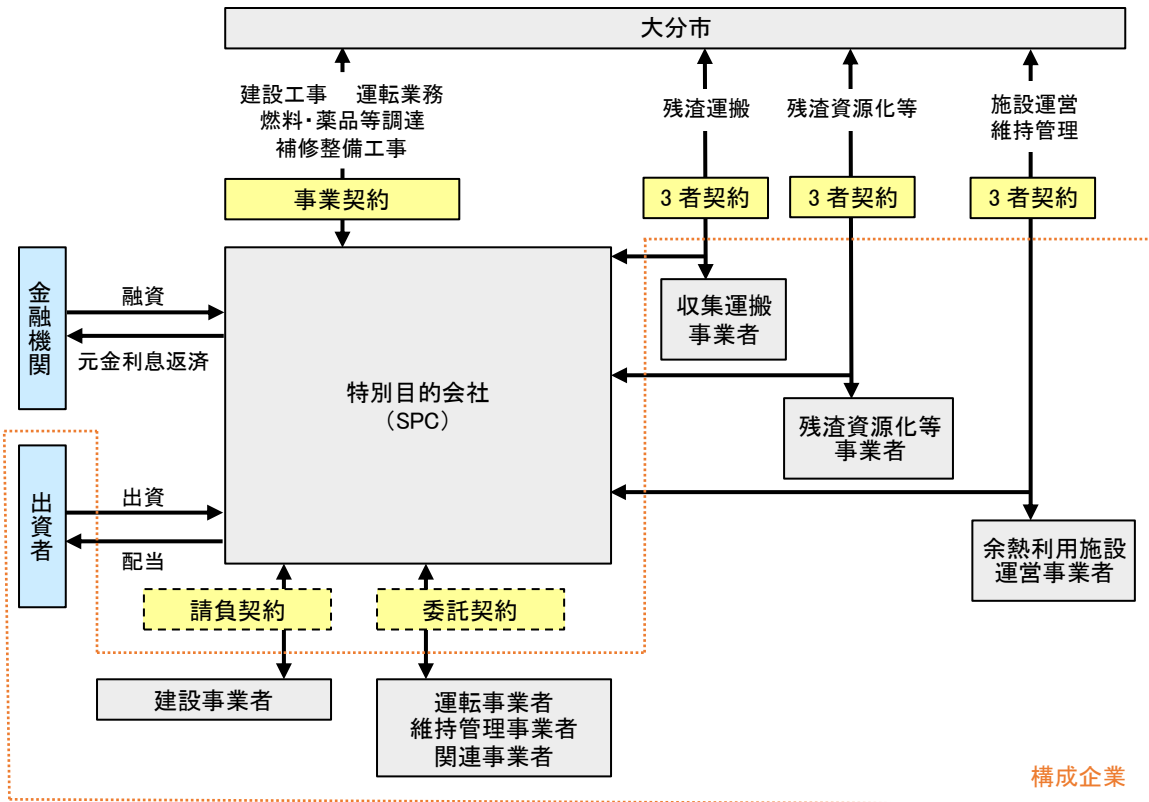
市は、事業者からの意見等を踏まえ、実施方針に示す内容の変更を行くことがある。

### 7 地域への貢献

事業者は、本事業の実施に当たっては、次の項目に留意すること。

- (1) 構成市内での雇用促進の配慮
- (2) 事業実施全体を通じて、構成市内に本社を有する事業者の積極的な活用（用役、材料の調達、納品についての配慮を含む）
- (3) 本施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

別紙1 本事業の事業スキーム (例)



※余熱利用施設運営事業者への対価はサービス購入型の型式を予定している。

別紙2 リスク分担表

本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

リスクの種類		分担		リスクの内容	
		市	事業者		
共通	入札図書リスク	○		入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	
	応募費用リスク		○	応募費用に関するもの	
	契約締結リスク		○		市の事由により契約が結べない等
				○	事業者の事由により契約が結べない等
			△	△	議会の事由により契約が結べない等 ※1
	用地確保リスク	○		事業用地の確保に関するもの	
	制度関連	法令等の変更リスク	○		事業に直接関係する法令の変更等
				○	上記以外の法令の変更等
		税制度変更リスク		○	事業者の利益に課される税制度の変更等
			○		上記以外の税制度の変更等
		政策変更リスク	○		政策方針の変更等による操業の中止、費用の増大に関するもの
		許認可リスク		○	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの
	○			市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	
	交付金リスク			○	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等
		○			上記以外のもの
			○		
	社会	近隣対応リスク	○		本施設の設置そのものに対する住民反対運動等
				○	上記以外のもの
		第三者賠償リスク		○	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害
			○		上記以外のもの
	環境保全リスク		○	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等	
	物価変動リスク	△	○	施設の供用開始前のインフレ・デフレ ※2	
		○	△	施設の供用開始後のインフレ・デフレ ※2	
	金利変動リスク	○		設計・建設期間中の金利変動	
		△	○	維持管理・運営期間中の金利変動	
	事業の中止・変更・遅延に関するリスク	○		市の指示、市の債務不履行によるもの	
		○	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		
不可抗力リスク	○	△	天災、暴動の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ※3		

リスクの種類		分担		リスクの内容
		市	事業者	
設計段階	設計変更	○		市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの
			○	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの
	測量・地質調査	○		市が実施した測量、地質調査部分に関するもの
			○	事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの
	建設着工遅延	○		市の指示、提示条件の不備、変更によるもの
			○	上記以外の要因によるもの
建設段階	工事費増大リスク	○		市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの
			○	上記以外の要因によるもの
	工事遅延リスク	○		市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの
			○	上記以外の要因によるもの
	一般的損害リスク		○	工事目的物、材料に関して生じた損害
性能リスク		○	要求水準の不適合（施工不良を含む）	
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	○	△	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動 ※4
	ごみ量の変動	○	△	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動 ※5
	副生成物の処理リスク		○	発生する焼却灰等の資源化処理先の確保に関するもの。資源化処理の搬入条件に満たない場合に関するもの。
	不適物混入リスク	○		搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）
			○	事業者の善管注意義務違反の場合
	性能リスク		○	要求水準の不適合
	契約不適合リスク		○	維持管理・運営期間中における契約不適合に関するもの
	施設の性能確保		○	事業終了時における施設の性能確保に関するもの
施設損傷		○	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大	
		○	施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの	
	○		ごみ収集車・搬入車、市の委託先に起因するもの	

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなど市の負担となる。  
維持管理・運営期間中は基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者との協議とする。

※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者との協議とする。